

議案第87号「大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」の制定について、ご説明させていただきます。

説明資料の2ページをお願いします。

今回の一部改正は、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の一部を改正する法律」（令和5年 法律第73号）が公布されたことを受け、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」（令和6年 政令第28号）が本年4月1日に施行されたことに伴い、「大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第33号）」について所要の整備を行なうものでございます。

改正内容は、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償に関し、当該政令の改正内容と同様に改正するものであり、主なものとして「一般職の職員の給与に関する法律」の改正に伴い、俸給月額ほうきゅうげつがくが改定されたことから、同条例第5条第2項中に規定されている非常勤消防団員及び消防作業従事者等の損害補償の算定の基礎となる額「補償基礎額」について改正するものです。

説明資料の3ページをお願いします。

公務災害補償時、被災団員の補償額を算定する基礎額は、災害が発生した日において、その者が属していた階級と勤務年数によって定められた額となっています。

勤務年数を算定する場合においては、「団長及び副団長」、「分団長及び副分団長」、「部長、班長及び団員」の各区分内の階級はそれぞれ同一階級とみなし、災害発生日に属していた階級に任命された日前における当該階級と同一以上の階級の期間とを合算した年数となります。

なお、本条例は、公布の日から施行し、改正規定は令和6年4月1日から適用するものです。

以上、議案第87号 「大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」の制定についてのご説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。